

【業種追加の申請をする方】（設計等に登録済みの場合）

令和3・4年度小樽市競争入札参加資格審査申請要領

令和3・4年度において小樽市（水道局及び病院局を含む。）が行う設計等に係る競争入札の参加資格申請の業種の追加申請について受付を行います。

すでに競争入札参加資格者として設計等に登録済みの方が、登録済み以外の業種の追加申請を希望する場合は、提出書類の一部を省略できます。

第1 競争入札参加資格について

1 資格の種類

設計等（7種）

測量、地質調査、土木設計、建築設計、技術資料、道路等維持業務、道路除雪等業務

2 資格の要件

資格の審査基準日は、次のとおりです。

	申請受付期間	審査基準日
1	令和3年4月1日～令和3年4月30日	令和3年4月1日
2	令和3年5月6日～令和3年5月31日	令和3年5月1日
3	令和3年6月1日～令和3年6月30日	令和3年6月1日
4	令和3年7月1日～令和3年7月30日	令和3年7月1日
5	令和3年8月2日～令和3年8月31日	令和3年8月1日
6	令和3年9月1日～令和3年9月30日	令和3年9月1日
7	令和3年10月1日～令和3年10月29日	令和3年10月1日
8	令和3年11月1日～令和3年11月30日	令和3年11月1日
9	令和3年12月1日～令和3年12月28日	令和3年12月1日
10	令和4年1月4日～令和4年1月31日	令和4年1月1日

設計等の資格要件は次のとおりです。

審査基準日において、引き続き1年以上（ただし、道路除雪等業務は5年以上）その事業を営んでおり、申請する種別によっては、次の要件が必要です。なお、地質調査、土木設計及び建築設計のうち設備設計及び技術資料は、種別ごとの要件はありません。

① 測量

測量業者の登録が必要

② 建築設計

一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録が必要（ただし、設備設計のみを申請する場合を除く。）

③ 道路等維持業務

各建設業の許可について経営事項審査を受け、その結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）を有しており、かつ、その結果通知書の基準日（決算日）が下記の表以降のもので、申請する業務に対応する完成工事高があること。

	審査基準日	結果通知書の基準日（決算日）
1	令和3年4月1日	令和元年12月2日
2	令和3年5月1日	令和2年1月2日
3	令和3年6月1日	令和2年2月2日
4	令和3年7月1日	令和2年3月2日
5	令和3年8月1日	令和2年4月2日
6	令和3年9月1日	令和2年5月2日
7	令和3年10月1日	令和2年6月2日
8	令和3年11月1日	令和2年7月2日
9	令和3年12月1日	令和2年8月2日
10	令和4年1月1日	令和2年9月2日

- ・道路河川維持等業務は、土木工事業の建設業許可が必要
- ・緑地維持等業務は、造園工事業の建設業許可が必要
- ・舗装補修業務は、舗装工事業の建設業許可が必要
- ・区画線標示業務は、路面標示施工技能士が1人以上必要

④ 道路除雪等業務

次の全ての要件を満たしていることが必要

- I 除雪機械を保有（リースについては買い取りを前提としたリースに限る）していること
 - 地域総合除雪に必要な除雪機械（※1）のうち、いずれかを1台以上保有（リースについては買い取りを前提としたリースに限る）していること
 - ※1）地域総合除雪に必要な除雪機械とは、モーターグレーダ（ブレード巾 3.7m以上）、タイヤショベル（プラウ・バケット標準山積容量 1.2 m³以上）、小型ロータリ（搭乗式 40～130 p s）、大型ロータリ（搭乗式 200 p s 級以上）、ブルドーザ（16 t）、バックホウ（ホイール型 0.2～0.45 m³又はクローラ型 0.6 m³級以上）、砂散布装置付トラック（専用車含む。ホッパ容量 1.5 m³以上、トラックは 4 t 以上）のこと
- II 除雪業務を履行する能力があること
 - 次の全ての事項を満たしていることが必要
 - ・審査基準日から過去5年間、毎年、除排雪業務の実績があること
 - ・資本金の額が300万円以上であること
 - ・除雪機械を運転するために必要な免許を所持し、5年以上の除排雪業務の運転実績があり次の要件を全て満たす者が1人以上いること
 - a 5年以内に「除雪機械技術講習会」（一般社団法人日本建設機械施工協会北海道支部主催の講習会）を修了していること
 - b 「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習」規程に基づく講習の受講が必要な除雪機械を運転する者は同講習を修了していること
 - ・2級以上の建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士のうちいずれかの資格を取得している者が1人以上いること

3 資格の登録有効期間

	審査基準日	資格の登録有効期間
1	令和3年4月1日	令和3年6月1日～令和5年3月31日
2	令和3年5月1日	令和3年7月1日～令和5年3月31日
3	令和3年6月1日	令和3年8月1日～令和5年3月31日
4	令和3年7月1日	令和3年9月1日～令和5年3月31日
5	令和3年8月1日	令和3年10月1日～令和5年3月31日
6	令和3年9月1日	令和3年11月1日～令和5年3月31日
7	令和3年10月1日	令和3年12月1日～令和5年3月31日
8	令和3年11月1日	令和4年1月1日～令和5年3月31日
9	令和3年12月1日	令和4年2月1日～令和5年3月31日
10	令和4年1月1日	令和4年3月1日～令和5年3月31日

第2 資格審査の申請について

1 申請の受付

受付期間（締切り当日消印有効）

	審査基準日	申請受付期間
1	令和3年4月1日	令和3年4月1日～令和3年4月30日
2	令和3年5月1日	令和3年5月6日～令和3年5月31日
3	令和3年6月1日	令和3年6月1日～令和3年6月30日
4	令和3年7月1日	令和3年7月1日～令和3年7月30日
5	令和3年8月1日	令和3年8月2日～令和3年8月31日
6	令和3年9月1日	令和3年9月1日～令和3年9月30日
7	令和3年10月1日	令和3年10月1日～令和3年10月29日
8	令和3年11月1日	令和3年11月1日～令和3年11月30日
9	令和3年12月1日	令和3年12月1日～令和3年12月28日
10	令和4年1月1日	令和4年1月4日～令和4年1月31日

2 申請の方法

次の申請書類を作成し、受付期間内に書留郵便（一般、簡易問わず）による郵送又は持参により提出してください。

【送付先】 〒047-8660
小樽市花園2丁目12番1号
小樽市財政部契約管財課 契約審査グループ

(1) 申請書の様式

申請書の様式は小樽市独自様式です。

設計等の市町村統一様式による申請書類の提出はできません。

小樽市ホームページよりダウンロードできます。

また、契約管財課（コピー代実費負担となります。）からも入手できます。

(2) 提出書類及び記載注意事項等

区分	提出書類	●必須 △該当する 場合のみ	注意事項等
1	競争入札参加資格審査申請書【追加申請】(様式1)	●	<ul style="list-style-type: none"> ・申請年月日(提出日、郵送日)を記入してください。 ・「所在地」欄は、法人は商業登記されている本店(本社)の、個人はその本拠となっている所在地を記入してください。 ・「商号及び名称」欄は、法人は商業登記されている商号を、個人は登録している名称を記入してください。 ・「代表者職・氏名」欄には、必ず実印を押印してください。 ・「メールアドレス」は、市からの連絡に使用するメールアドレスを記入してください。 ・令和3・4年度の小樽市競争入札参加資格者名簿に登録のある10桁の登録番号を記入してください。
2	設計等申請概要【追加申請】(様式8)	●	<ul style="list-style-type: none"> ・申請業種 <ul style="list-style-type: none"> ①今回追加申請する業種の申請業種欄に○をつけ、直前1年(決算期)間の事業高金額(「工事(業務)経歴書(様式10)」と同じ金額)、営業年数を記入してください。 ②測量を申請する場合は測量業者の登録が、建築設計を申請する場合(設備設計のみを申請する場合を除く)は一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録が必要です。この場合、受任者も前出の登録をしている場合は○内に△を記入してください。 ③建築設計において、設備設計のみを申請する場合には、申請業種欄に◎を記入してください。 ・道路等維持業務 <ul style="list-style-type: none"> ①資格要件を確認の上、申請してください。 ②「区画線標示業務」に申請の場合は、「道内技術者及び資格者数」の「路面標示施工技能士」欄に人数を記入してください。 ・道路除雪等業務 <ul style="list-style-type: none"> 申請の場合は、「道路除雪等業務資料(様式12)」を提出してください。 ・道内技術者及び資格者数 <ul style="list-style-type: none"> 技術者の追加、変更がある場合のみ記入してください。(変更がない場合、記入は不要です。) ①記入対象は道内に勤務する技術者です。 ②「技術者名簿(道内技術者)(様式11)」に記入する技術者について記入してください。 ③同一人が2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格別に人数を記入してください。ただし、同一資格で1級及び2級を有している者については1級として記入してください。 ④技術者には役員も含まれます。 ・コンサルタント部門等 <ul style="list-style-type: none"> 今回追加申請する部門等に係るものに○を記入してください。 ①建設コンサルタントの登録をしている場合は、現況報告書等により該当部門に○を記入してください。 ②補償コンサルタントの登録をしている場合は、登録通知書等により該当部門に○を記入してください。 ③技術資料に申請し、計量証明事業者の登録をしている場合は、登録証により該当部門に○を記入してください。 ④受任者も前出の登録をしている場合は○内に△を記入してください。
3	経営事項審査結果通知書(写し可) (経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書)	△	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日(決算日)が資格要件の基準日以降のもの写しを提出してください。 ・設計等は、「道路等維持業務」に申請の場合のみ提出してください。

区分	提出書類	●必須 △該当する場合のみ	注意事項等
4	工事(業務)経歴書 (様式10)(写し可、内容がわかれば形式は問わず)	●	<ul style="list-style-type: none"> ・今回追加申請する業種分のみ提出してください。 ・直前1年度決算分の業務経歴書を、申請する種別ごとに未成事業を除いて別様で作成してください。また、経歴書の種別ごとに合計件数と請負代金の合計額を記入してください。 ・種別区分は、申請業種と同様です。 ・配置技術者氏名は、記入する必要はありません。 ・請負代金は、消費税及び地方消費税相当額を除いた事業高を集計してください。 ・種別ごとの請負代金の合計額は、「設計等申請概要(様式7)」の「2申請業種」内「直前1年間(決算期)間の事業高金額」欄に転記してください。 ・様式の内容が備わっている業務経歴書があれば、それをもって代えることができます。
5	技術者名簿 (様式11)(写し可、内容がわかれば形式は問わず)	△	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者の追加、変更がある場合のみ提出してください。(変更がない場合、提出は不要です。) ・道内の本店、支店、営業所等に勤務する技術者について記入してください。 ・建設業法第7条第2号イ・ロ・ハの規定による主任技術者、測量法、技術士法、建築士法その他許可・登録等に関して関係省庁が有資格者に相当するものとして指定する有資格者について作成してください。なお、法令による免許等を有していなくても、実務経験により技術職員として勤務する者も併せて記入してください。 ・建設業監理技術者資格者証交付番号欄は、当該資格者証の交付を受けている者について、その交付番号を記入してください。 ・道外業者で道内に支店・営業所等(受任事務所)を有しない場合は、道内での稼働予定技術者について作成してください。 ・道内技術者以外も掲載されている技術者名簿を提出する際は、道内関係分を欄外に○印をするなど明確に区分してください。 ・様式の内容が備わっている技術者名簿があれば、それをもって代えることができます。
6	許可・登録証明書 (写し可) (申請業種に関係するものは全て添付)	●	<ul style="list-style-type: none"> ・測量業者登録書、建築士事務所登録通知書、建設コンサルタント、地質調査業登録に係る現況報告書、補償コンサルタント登録を証する書類の各写しを提出してください。 ・測量、建築設計、道路等維持業務は、審査基準日において許可から1年以上の経過がわかるものを提出してください。
7	道路除雪等業務資料 (様式12)	△	<ul style="list-style-type: none"> ・「道路除雪等業務」に申請の場合は、記入例を参考にして作成し、提出してください。
8	提出書類の確認チェック表 (様式19)	●	<ul style="list-style-type: none"> ・提出する書類に不足がないか、必ずこのチェック表で確認し、提出する書類に「✓」をつけてください。
9	不足書類等調査票 (様式20)	●	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書作成担当者連絡先(商号又は名称、担当者役職名・担当者氏名及びFAX番号)を記入してください。 ・本書は、不足書類があった際にFAX連絡用として使用します。
10	返信用封筒 1枚 (84円切手を貼り、封筒は、長形3号規格)	●	<ul style="list-style-type: none"> ・返信用封筒は、長形3号の規格のものに限ります。 ・「指名競争入札参加資格者名簿登録通知書」の送付に使用します。 ・返信用封筒は、1枚作成し、提出してください。 ・封筒には、返信先(送付希望先)の「住所」及び「会社名等」を記入してください。

3 問合せ先

小樽市財政部契約管財課 契約審査グループ

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 市役所別館2階

電話 (0134)32-4111 工事・設計等担当 内線237

Fax (0134)23-0675

E-mail : keiyaku@city.otaru.lg.jp 小樽市ホームページ <http://www.city.otaru.lg.jp>